

地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程(案)(新規制定)

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、病院（地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第4条に規定する病院をいう。以下同じ）の診療の手術等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">当法人組織規程第4条等に明記されているため、新規規定を要しない。</p> <p>(診療の基準)</p> <p>第2条 病院における診療は、別に定めがあるものを除き、健康保険法（大正11年法律第70号）第70条及び第72条に定める診療の基準に従って行うものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実体として、行われていないため、新規規定を要しない。</p> <p>(診療の受付時間等)</p> <p>第3条 病院の診療（児童福祉法第27条第1項第3号の規定による神奈川県立こども医療センターの入所者に係るものを除く。次条において同じ。）の受付時間は、次の各号に掲げる日を除く日の総長等（組織規程第15条第2項に規定する総長等をいう。以下同じ。）が定める時間とする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 土曜日及び日曜日</p> <p>(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</p> <p>2 総長等は、前項の時間を定めるに当たっては、理事長の承認を受けなければならない。時間を変更するときも同様とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、神奈川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第49号）に定めがあるもののほか、神奈川県立病院事業の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県立病院の名称等)</p> <p>第2条 神奈川県立病院事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2項の規定により設置された病院のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「県立病院」という。）の名称、診療科目、病床数及び診療に伴う給付は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(診療の基準)</p> <p>第3条 県立病院における診療は、別に定めがあるものを除き、健康保険法（大正11年法律第70号）第72条に定める診療の基準に従って行うものとする。</p> <p>(診療の承認)</p> <p>第4条 県立病院（条例第11条の規定により指定管理者を指定し、管理を行わせる施設（以下「指定管理施設」という。）を除く。）の長（神奈川県立精神医療センター芹香病院及び神奈川県立精神医療センターせりがや病院にあつては、神奈川県立精神医療センターの長。以下「院長」という。）及び指定管理者は、健康保険法その他の医療保険に関する法令、災害救助法（昭和22年法律第118号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母体保護法（昭和23年法律第156号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）、老人保健法（昭和57年法律第80号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく診療を行おうとするときは、病院事業管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>(診療の受付時間等)</p> <p>第5条 県立病院（指定管理施設を除く。）の診療（児童福祉法第27条第1項第3号の規定による神奈川県立こども医療センターの入所者に係るものを除く。次条において同じ。）の受付時間は、次の各号に掲げる日を除く日の院長が定める時間とする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日</p> <p>(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</p> <p>2 院長は、前項の時間を定めるに当たっては、病院事業管理者の承認を受けなければならない。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程(案)(新規制定)

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<p>3 第1項の受付時間は、診療を受け付ける場所に掲示するものとする。</p> <div data-bbox="189 254 825 317" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指定管理に係る条項のため、新規規定を要しない。</p> </div> <p>（受診の申込み）</p> <p>第4条 病院において診療を受けようとする者は、受診申込書により総長等に申し込まなければならない。</p> <p>（入院の手術）</p> <p>第5条 病院に入院又は入所（以下「入院」という。）する者は、入院（所）申込兼保証書（第1号様式）を総長等に提出しなければならない。</p> <div data-bbox="189 842 1418 1178" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・総長等が入院を承認した際、実体として入院（所）承認書を入院患者さんへ通知していないことから、新規規定を要しない。 ・また、「児童福祉法第27条第1項第3号の規定により神奈川県立こども医療センターに入所させる場合」及び「救急等のため緊急の入院を必要とする場合」は、入院（所）申込書（以下「申込書」という。）の省略を行ってきたが、後日、保証書については、提出を求めている。この度、様式定める入院（所）申込書は、入院保証書と一体としたため、全ての患者さんが入院（所）申込兼保証書を提出する規定とした。 </div> <div data-bbox="189 1367 1418 1472" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>独法化以前、被服等の貸与を行う場合、患者さんは給付申込書を各病院へ提出していたが、現在、被服等貸与は、患者さんと業者との間で直接契約を行っていることから、新規規定を要しない。</p> </div> <p>（診断書等の交付等及び検査の申請）</p> <p>第6条 病院において診断書、証明書若しくは死体検案書の交付、診察券の再交付又は石綿計測検査を受けようとする者は、文書交付申請書、診察券再交付申請書又は石綿計測検査申請書により総長等に申請しなければならない。</p> <div data-bbox="189 1829 1317 1892" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当法人料金に関する規程及び料金に関する要領に明記されているため、新規規定を要しない。</p> </div>	<p>3 第1項の受付時間は、診療を受け付ける場所に掲示するものとする。</p> <p>4 条例第15条第1項第2号に規定する病院事業管理者が定める診療の受付時間は、第1項各号に掲げる日を除く日の病院事業管理者が別に定める時間とする。</p> <p>（受診の申込み）</p> <p>第6条 県立病院（指定管理施設を除く。）において診療を受けようとする者は、受診申込書（第1号様式）により院長に申し込まなければならない。</p> <p>（入院の手術）</p> <p>第7条 県立病院（指定管理施設を除く。）に入院又は入所（以下「入院」という。）しようとする者は、入院（所）申込書（第2号様式）を院長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により神奈川県立こども医療センターに入所させる場合は、この限りでない。</p> <p>2 院長は、前項の規定により入院を承認したときは、速やかに、入院（所）承認書（第3号様式）により、申込者に通知しなければならない。</p> <p>3 入院の承認を受けた者は、指定された期日までに、次に掲げる書類を院長に提出して入院しなければならない。</p> <p>（1） 保証書（第4号様式）</p> <p>（2） 入院（所）承認書</p> <p>4 院長は、前項の期日までに入院しない者に対しては、入院の承認を取り消すことができる。</p> <p>5 救急等のため緊急の入院を必要とする場合は、第1項から第3項までに定める手続（保証書の提出を除く。）は、省略することができる。</p> <p>（診療に伴う給付の申込み）</p> <p>第8条 県立病院（指定管理施設を除く。）において第2条に規定する診療に伴う給付を受けようとする者は、給付申込書（第5号様式）により院長に申し込まなければならない。</p> <p>（診断書等の交付等及び検査の申請）</p> <p>第9条 県立病院（指定管理施設を除く。）において診断書、証明書若しくは死体検案書の交付、診察券の再交付又は石綿計測検査を受けようとする者は、文書交付申請書（第6号様式）、診察券再交付申請書（第7号様式）又は石綿計測検査申請書（第8号様式）により院長に申請しなければならない。</p> <p>（病院事業管理者が定める使用料等の額等）</p> <p>第10条 条例別表第2に規定する病院事業管理者が定める率は、0.0153とする。</p> <p>2 条例別表第2に規定する病院事業管理者が定める額は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>3 条例別表第3に規定する病院事業管理者が定める額は、別表第3に掲げるとおりとする。</p>

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）																					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 当法人料金に関する規程、料金に関する要領及び債権管理規程に明記されているため、新規規定を要しない。 </div>	（要保護者等の使用料及び手数料の減免）																					
	第11条 院長（指定管理施設にあっては病院事業管理者。第19条を除き、以下同じ。）は、次に掲げる者に対しては、使用料又は手数料を免除することができる。																					
	（1）生活保護法第6条第2項に規定する要保護者																					
	（2）災害等不時の事故により生活が困難な状態にある者																					
	（3）児童福祉法、国民年金法（昭和34年法律第141号）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）、母子保健法又は障害者自立支援法の適用に関して診断書等の交付を申請する者																					
	（4）診療を受ける等のために駐車場を利用する者で別に定めるもの（駐車場の使用料に限る。）																					
（5）前各号に掲げる者のほか、院長が特に免除の必要があると認める者																						
2 院長は、次の表の左欄に掲げる者に対しては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料又は手数料を減額することができる。																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象者</th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 30%;">減額する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 720 1813 1402" rowspan="2">前年において所得税を賦課されていない者</td> <td data-bbox="1813 720 2303 1129"> 条例別表第2診療の項に規定する診療（同項一般診療の項金額の欄のただし書に規定する診療を除く。）、分べんの介助、新生児の保育、新生児被服の貸与、助産に係る特別入院施設の提供及び被服の洗濯並びにえなその他出産に伴う産あい物の処理（以下「保険診療等」という。）に係る使用料 </td> <td data-bbox="2303 720 2831 1129"> 当該使用料の額の100分の50の額の範囲内で院長が定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1813 1129 2303 1402"> 保険診療等以外の県立病院の利用又は県立病院の事務に係る使用料又は手数料 </td> <td data-bbox="2303 1129 2831 1402"> 当該使用料又は手数料の額の105分の50の額の範囲内で院長が定める額に、当該使用料又は手数料の額の105分の5の額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1402 1813 1633"> 児童福祉法、国民年金法、児童扶養手当法、母子保健法又は障害者自立支援法の適用に関して診療を受ける者 </td> <td data-bbox="1813 1402 2303 1633"> 保険診療等に係る使用料 </td> <td data-bbox="2303 1402 2831 1633"> 当該使用料の額の100分の50の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1633 1813 1770"></td> <td data-bbox="1813 1633 2303 1770"> 保険診療等以外の県立病院の利用に係る使用料 </td> <td data-bbox="2303 1633 2831 1770"> 当該使用料の額の105分の55の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1770 1813 1938" rowspan="2"> 以上に掲げる者のほか、院長が特に減額の必要があると認める者 </td> <td data-bbox="1813 1770 2303 1812"> 保険診療等に係る使用料 </td> <td data-bbox="2303 1770 2831 1812"> 院長が定める額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1813 1812 2303 1938"> 保険診療等以外の県立病院の利用又は県立病院の事務に係る使用料又は手数料 </td> <td data-bbox="2303 1812 2831 1938"> 院長が定める額 </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	区分	減額する額	前年において所得税を賦課されていない者	条例別表第2診療の項に規定する診療（同項一般診療の項金額の欄のただし書に規定する診療を除く。）、分べんの介助、新生児の保育、新生児被服の貸与、助産に係る特別入院施設の提供及び被服の洗濯並びにえなその他出産に伴う産あい物の処理（以下「保険診療等」という。）に係る使用料	当該使用料の額の100分の50の額の範囲内で院長が定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	保険診療等以外の県立病院の利用又は県立病院の事務に係る使用料又は手数料	当該使用料又は手数料の額の105分の50の額の範囲内で院長が定める額に、当該使用料又は手数料の額の105分の5の額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	児童福祉法、国民年金法、児童扶養手当法、母子保健法又は障害者自立支援法の適用に関して診療を受ける者	保険診療等に係る使用料	当該使用料の額の100分の50の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）		保険診療等以外の県立病院の利用に係る使用料	当該使用料の額の105分の55の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	以上に掲げる者のほか、院長が特に減額の必要があると認める者	保険診療等に係る使用料	院長が定める額	保険診療等以外の県立病院の利用又は県立病院の事務に係る使用料又は手数料	院長が定める額			
対象者	区分	減額する額																				
前年において所得税を賦課されていない者	条例別表第2診療の項に規定する診療（同項一般診療の項金額の欄のただし書に規定する診療を除く。）、分べんの介助、新生児の保育、新生児被服の貸与、助産に係る特別入院施設の提供及び被服の洗濯並びにえなその他出産に伴う産あい物の処理（以下「保険診療等」という。）に係る使用料	当該使用料の額の100分の50の額の範囲内で院長が定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）																				
	保険診療等以外の県立病院の利用又は県立病院の事務に係る使用料又は手数料	当該使用料又は手数料の額の105分の50の額の範囲内で院長が定める額に、当該使用料又は手数料の額の105分の5の額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）																				
児童福祉法、国民年金法、児童扶養手当法、母子保健法又は障害者自立支援法の適用に関して診療を受ける者	保険診療等に係る使用料	当該使用料の額の100分の50の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）																				
	保険診療等以外の県立病院の利用に係る使用料	当該使用料の額の105分の55の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）																				
以上に掲げる者のほか、院長が特に減額の必要があると認める者	保険診療等に係る使用料	院長が定める額																				
	保険診療等以外の県立病院の利用又は県立病院の事務に係る使用料又は手数料	院長が定める額																				

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手続等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<p data-bbox="181 233 1299 289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">当法人料金に関する規程及び料金に関する要領に明記されているため、新規規定を要しない。</p> <p data-bbox="181 1146 753 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">他の会計関係規程において、整理を検討する。</p> <p data-bbox="181 1272 468 1304">（親権者等による代行）</p> <p data-bbox="148 1318 1445 1440">第7条 第4条、第5条及び第6条の規定による申込みその他の書類の提出は、民法（明治29年法律第89号）第13条第1項第10号に規定する制限行為能力者、重病人その他自らすることのできない者については、親権者、後見人その他正当な理由のある者が代わって行うことができる。</p> <p data-bbox="181 1562 967 1612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定管理に係る条項のため、新規規定を要しない。</p>	<p data-bbox="1537 197 2110 228">（要保護者等の使用料及び手数料の減免の承認）</p> <p data-bbox="1489 239 2789 317">第12条 前条の減免を受けようとする者は、使用料（手数料）免除（減額）申請書（第9号様式）に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて院長に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p data-bbox="1489 327 2789 449">2 院長は、前項の規定により、使用料又は手数料の減免を承認したときは使用料（手数料）免除（減額）承認書（第10号様式）により、その減免を承認しないときはその旨を速やかに申請者に通知しなければならない。ただし、診断書等を交付するときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="1489 459 2789 537">3 前条第1項第4号の規定に該当して、駐車場の使用料を免除するときは、前2項に定める手続は、省略することができる。</p> <p data-bbox="1537 596 2169 627">（死亡その他の事情による使用料及び手数料の免除）</p> <p data-bbox="1489 638 2789 716">第13条 院長は、次に掲げる事情により使用料又は手数料を納付することができる見込みがないと認めるときは、当該使用料又は手数料を免除することができる。</p> <p data-bbox="1519 726 2789 848">（1） 納付すべき者が死亡し、当該使用料又は手数料に係る債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び神奈川県立病院事業以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。</p> <p data-bbox="1519 858 2789 936">（2） 納付すべき者の所在が不明であり、かつ、当該使用料又は手数料に係る債権につき消滅時効が完成していること。</p> <p data-bbox="1519 947 2789 1024">（3） 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により納付すべき者が当該使用料又は手数料に係る債権につきその責任を免れたこと。</p> <p data-bbox="1537 1083 1863 1115">（使用料及び手数料の還付）</p> <p data-bbox="1489 1125 2789 1203">第14条 院長は、特別の事情があると認めるときは、すでに徴収した使用料又は手数料を還付することができる。</p> <p data-bbox="1537 1262 1813 1293">（親権者等による代行）</p> <p data-bbox="1489 1304 2789 1425">第15条 第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条並びに第12条第1項の規定による申込みその他の書類の提出は、民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者、重病人その他自らすることのできない者については、親権者、後見人その他正当な理由のある者が代わって行うことができる。</p> <p data-bbox="1537 1535 1834 1566">（指定管理者指定申請書）</p> <p data-bbox="1489 1577 2789 1654">第16条 条例第12条第1項に規定する申請書は、神奈川県立汐見台病院指定管理者指定申請書（第11号様式）とする。</p> <p data-bbox="1537 1713 1863 1745">（指定管理者の公募の公告）</p> <p data-bbox="1489 1755 2789 1833">第17条 病院事業管理者は、指定管理者を公募するときは、神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。</p> <p data-bbox="1519 1843 2258 1965">（1） 指定管理者を公募する県立病院の名称及び指定の期間 （2） 指定管理者の指定の基準 （3） 申請書の受付期間及び受付場所</p>

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">指定管理に係る条項のため、新規規定を要しない。</p> <p>（委任）</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、病院の診療の手術等に関し必要な事項は、総長等が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>(4) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>（指定管理者の指定の基準）</p> <p>第18条 条例第13条第7号に規定する病院事業管理者が別に定める基準とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 必要な人材を確保することができ、かつ、緊急時に速やかに対応できると認められること。</p> <p>(2) 指定管理施設と同等規模以上のものを良好に経営した実績を有していること。</p> <p>(3) 申請者がある法人の役員等が、指定管理施設の経営について熱意と識見を有していること。</p> <p>(4) 県立病院としての役割を適切に担えること。</p> <p>（委任）</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、県立病院（指定管理施設を除く。）の管理等に関し必要な事項は、院長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第2駐車場の項神奈川県衛生看護専門学校付属病院の項は、同年5月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に神奈川県立病院等看護師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する等の規則（平成17年神奈川県規則第72号）第2条による廃止前の神奈川県立病院事業の管理等に関する規則（昭和41年神奈川県規則第89号。以下「廃止前の規則」という。）の規定により知事がした処分、手続その他の行為で施行日以後神奈川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成16年神奈川県条例第80号）による改正後の神奈川県立病院事業の設置等に関する条例（以下「改正後の病院事業の設置等条例」という。）第2条の2第1項に規定する病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この規程の規定により病院事業管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 施行日前に廃止前の規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後改正後の病院事業の設置等条例第2条の2第1項に規定する病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この規程の規定により病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成17年12月9日病院事業管理規程第46号）</p> <p>この規程は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月31日病院事業管理規程第12号）</p> <p>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年9月22日病院事業管理規程第25号）</p> <p>この規程は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公表の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年10月24日病院事業管理規程第27号）</p> <p>この規程は、公表の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年12月28日病院事業管理規程第29号）</p>

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）																
<div data-bbox="172 772 1032 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 当法人組織規程第4条等に明記されているため、新規規定を要しない。 </div>	<p>1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第9条の改正規定、第12条の改正規定（見出しの改正規定を除く。）、第15条の改正規定（「（第10号様式）」を「（第11号様式）」に改める部分に限る。）、別表第3の改正規定、第10号様式の改正規定（同様式を第11号様式とする部分に限る。）及び第9号様式を第10号様式とし、第8号様式を第9号様式とし、第7号様式の次に1様式を加える改正規定は、平成19年1月1日から施行する。</p> <p>2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則（平成19年3月30日病院事業管理規程第5号）</p> <p>1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日前の肢体不自由児施設支援、重症心身障害児施設支援及び障害福祉サービスの利用に係る使用料の減額については、改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則（平成20年3月31日病院事業管理規程第15号）</p> <p>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1495 814 2754 1948"> <thead> <tr> <th>県立病院の名称</th> <th>診療科目</th> <th>病床数</th> <th>診療に伴う給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県立足柄上病院</td> <td>内科、精神科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科</td> <td>296</td> <td>新生児の保育、新生児被服の貸与、被服の消毒、被服の洗濯</td> </tr> <tr> <td>神奈川県立汐見台病院</td> <td>内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科</td> <td>225</td> <td>新生児の保育、新生児被服の貸与</td> </tr> <tr> <td>神奈川県立こども医療センター</td> <td>内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション</td> <td>419</td> <td>新生児の保育、被服の貸与、新生児被服の貸与</td> </tr> </tbody> </table>	県立病院の名称	診療科目	病床数	診療に伴う給付	神奈川県立足柄上病院	内科、精神科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	296	新生児の保育、新生児被服の貸与、被服の消毒、被服の洗濯	神奈川県立汐見台病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科	225	新生児の保育、新生児被服の貸与	神奈川県立こども医療センター	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション	419	新生児の保育、被服の貸与、新生児被服の貸与
県立病院の名称	診療科目	病床数	診療に伴う給付														
神奈川県立足柄上病院	内科、精神科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	296	新生児の保育、新生児被服の貸与、被服の消毒、被服の洗濯														
神奈川県立汐見台病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科	225	新生児の保育、新生児被服の貸与														
神奈川県立こども医療センター	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション	419	新生児の保育、被服の貸与、新生児被服の貸与														

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手続等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）			
		科、放射線科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔（くう）外科、麻酔科		
	神奈川県立精神医療センター 芹香病院	精神科	445	被服の消毒、被服の洗濯
	神奈川県立精神医療センター せりがや病院	精神科、神経科	80	
	神奈川県立がんセンター	内科、精神科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科口腔（くう）外科、麻酔科	415	
	神奈川県立循環器呼吸器病センター	呼吸器科、循環器科、呼吸器外科、心臓血管外科、放射線科、麻酔科	239	被服の消毒、被服の洗濯
<div data-bbox="201 1325 1335 1436" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・患者さんと業者との間での直接契約に係る料金規定であることから、新規規定を要しない。 ・当法人料金に関する規程及び料金に関する要領に明記されているため、新規規定を要しない。 </div>	別表第2（第10条関係）			
	種 別		単 位	金 額
	被服の貸与（新生児被服の貸与を除く。）		1日	410円（ただし、おむつ類のみの貸与の場合にあっては240円、下着類のみの貸与の場合にあっては160円）
	新生児被服の貸与		1日	400円（ただし、おむつ類のみの貸与の場合にあっては240円、下着類のみの貸与の場合にあっては160円）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程(案)(新規制定)

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）				
特別入院施設の提供 （助産に係る特別入院施設の提供を除く。）	神奈川県立足柄上病院	個室A	1日	9,800円	
		個室B	同	9,500円	
		個室C	同	8,500円	
		個室D	同	7,800円	
		個室E	同	7,400円	
		2人室A	同	3,500円	
		2人室B	同	3,400円	
	以下（略）				
別表第3（第10条関係）					
種別		金額			
検査の受託 （石綿計測検査の受託を除く。）	診療報酬の算定方法により算定した額を第10条第1項に規定する率に1を加えた率で除して得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）				
石綿計測検査の受託	診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表の第2章区分N000に掲げる点数にN006に掲げる点数を加えた点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額を第10条第1項に規定する率に1を加えた率で除して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）				

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）																																																						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 受診申込書については、別添施行通知（案）のとおり、各所属長への委任事項とし、現在、各病院で運用している様式を用いる。 </div>	<p>第1号様式（第6条関係）</p> <p>1 個人用（用紙 日本工業規格A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;">受 診 申 込 書</p> <p style="text-align: right;">No.</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">申 込 年 月 日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 診 科 目</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">受 診 者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">電 話</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふ り が な 氏 名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日 (歳)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤 務 先 又 は 緊 急 連 絡 先</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">電 話</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">申 込 者 受診者と同一人 の場合は記入する 必要はありません。</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">電 話</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※ 費 用 区 分</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">健保 健家 国保 生保 労災 命入 自費 寿老</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">※ 保 險</td> <td style="text-align: center;">保 険 者 番 号</td> <td style="text-align: center;">記 号 番 号</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">被 保 険 者 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公 費 負 担 者 番 号</td> <td style="text-align: center;">公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">備考 ※印の欄には、記入しないでください。</p>	申 込 年 月 日		年 月 日			受 診 科 目					受 診 者	住 所	電 話			ふ り が な 氏 名	(男・女)			生 年 月 日	年 月 日 (歳)			勤 務 先 又 は 緊 急 連 絡 先	電 話			申 込 者 受診者と同一人 の場合は記入する 必要はありません。	住 所	電 話			氏 名				※ 費 用 区 分	健保 健家 国保 生保 労災 命入 自費 寿老				※ 保 險	保 険 者 番 号	記 号 番 号	被 保 険 者 名		公 費 負 担 者 番 号	公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号						
申 込 年 月 日		年 月 日																																																					
受 診 科 目																																																							
受 診 者	住 所	電 話																																																					
	ふ り が な 氏 名	(男・女)																																																					
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)																																																					
	勤 務 先 又 は 緊 急 連 絡 先	電 話																																																					
申 込 者 受診者と同一人 の場合は記入する 必要はありません。	住 所	電 話																																																					
	氏 名																																																						
※ 費 用 区 分	健保 健家 国保 生保 労災 命入 自費 寿老																																																						
※ 保 險	保 険 者 番 号	記 号 番 号	被 保 険 者 名																																																				
	公 費 負 担 者 番 号	公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号																																																					

地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程(案)(新規制定)

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）																																																					
<p>第1号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;">入院（所）申込兼保証書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇病院（センター） 病院長（総長）</p> <p style="text-align: right;">申込者 氏名 住所 電話 患者との続柄又は関係</p> <p>次のとおり入院（所）したいので、申し込みます。 入院（所）に際しては、次の事項を遵守することを保証人と連署の上、約束します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当院（センター）の諸規程及び療養上の指示を遵守します。 2 医療費、日用品費、その他必要な費用については指示の日までに必ず支払います。 3 当院（センター）の諸規程若しくは療養上の指示に違反し、又は医療費等の支払いを怠った時は、退院（所）を指示され、損害賠償の請求を受けても異議ありません。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">入院年月日</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> <td style="width:10%;">性 別</td> <td style="width:70%;">男(M)・女(F)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">患 者</td> <td>ふりがな氏名</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日 (歳)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="2">〒 電話番号 () -</td> </tr> <tr> <td>勤務先等</td> <td colspan="2">電話番号 () -</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">緊急連絡先</td> <td>ふりがな氏名</td> <td colspan="2">続柄</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="2">〒</td> </tr> </table> <p>私こと保証人は、上記1から3までの事項につき、患者又は申込者が遵守しない場合は、その責任を負います。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:15%;">ふりがな氏名</td> <td style="width:20%;">続柄</td> <td style="width:10%;">生年月日</td> <td style="width:60%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保 証 人</td> <td>住 所</td> <td colspan="3">〒 電話番号 () -</td> </tr> <tr> <td>勤務先等</td> <td colspan="3">電話番号 () -</td> </tr> <tr> <td>極度額</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> </table>	入院年月日	年 月 日	性 別	男(M)・女(F)	患 者	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日 (歳)	住 所	〒 電話番号 () -		勤務先等	電話番号 () -		緊急連絡先	ふりがな氏名	続柄		住 所	〒			ふりがな氏名	続柄	生年月日	年 月 日	保 証 人	住 所	〒 電話番号 () -			勤務先等	電話番号 () -			極度額	100,000円				<p>第2号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;">入 院（所）申 込 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>院（所）長 殿</p> <p style="text-align: right;">申込者 住 所 電 話 氏 名 患者との続き柄又は関係</p> <p>次のとおり入院（所）したいので、申し込みます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">患 者</td> <td style="width:20%;">住 所</td> <td style="width:80%;">電 話</td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td style="text-align: right;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日 (歳)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>勤務先又は緊急連絡先</td> <td style="text-align: center;">電 話</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別入院施設の希望</td> <td style="text-align: center;">個室 2人室 希望なし</td> </tr> </table>	患 者	住 所	電 話	ふりがな氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)		勤務先又は緊急連絡先	電 話	特別入院施設の希望		個室 2人室 希望なし
入院年月日	年 月 日	性 別	男(M)・女(F)																																																			
患 者	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日 (歳)																																																			
	住 所	〒 電話番号 () -																																																				
	勤務先等	電話番号 () -																																																				
緊急連絡先	ふりがな氏名	続柄																																																				
	住 所	〒																																																				
	ふりがな氏名	続柄	生年月日	年 月 日																																																		
保 証 人	住 所	〒 電話番号 () -																																																				
	勤務先等	電話番号 () -																																																				
極度額	100,000円																																																					
患 者	住 所	電 話																																																				
	ふりがな氏名	(男・女)																																																				
	生年月日	年 月 日 (歳)																																																				
	勤務先又は緊急連絡先	電 話																																																				
特別入院施設の希望		個室 2人室 希望なし																																																				

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手続等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）				
<div data-bbox="195 226 1359 331" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・総長等が入院を承認した際、実体として入院（所）承認書を入院患者さんへ通知していないことから、新規規定を要しない。</p> </div>	<p>第3号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;">入 院 （所） 承 認 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>（申込者氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">院（所）長 印</p> <p>年 月 日付けで申込みがありました当院（所）への入院（所）については、次のとおり承認しますので、年 月 日 時までに、本書及び別添の保証書を持参の上、入院（所）してください。</p> <p>なお、病状その他の事情により当日入院（所）することができない場合又は入院（所）を取りやめる場合は、速やかに当院（所）へ御連絡ください。</p> <table border="1" data-bbox="1498 863 2472 1045"> <tr> <td style="width: 20%;">患 者 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 入 院 施 設</td> <td></td> </tr> </table>	患 者 氏 名		特 別 入 院 施 設	
患 者 氏 名					
特 別 入 院 施 設					

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 第1号様式と一体化したため、新規規定を要しない。 </div>	<p>第4号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）</p> <p>1 一般の県立病院用</p> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p>年 月 日入院が承認されましたが、入院したときは、病院の諸規程及び療養上の指示を固く守るとともに、医療費等の支払いについても迷惑はかけません。</p> <p>なお、病院の諸規程若しくは療養上の指示に違反し、又は医療費等の支払を怠ったときは、入院の承認を取り消され、又は損害賠償の請求を受けても異議ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>院（所）長 殿</p> <p style="text-align: right;"> 本 人 住 所 氏 名 ⑩ 保 証 人 住 所 電 話 氏 名 ⑩ 年 月 日生（歳） 職業又は勤務先 本人との続き柄又は関係 </p>

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<div data-bbox="172 241 834 306" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> 第1号様式と一体化したため、新規規定を要しない。 </div>	<p style="text-align: center;">2 神奈川県立子ども医療センター用</p> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p>年 月 日神奈川県立子ども医療センターへの入所が承認されましたが、入所したときは、子ども医療センターの諸規程及び療養上の指示を固く守るとともに、医療費等の支払いについても迷惑はかけません。</p> <p>なお、子ども医療センターの諸規程若しくは療養上の指示に違反し、又は医療費等の支払を怠ったときは、入院の承認を取り消され、又は損害賠償の請求を受けても異議ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>神奈川県立子ども医療センター所長 殿</p> <p style="text-align: right;"> 申込者 住 所 氏 名 ⑩ 患 者 氏 名 保証人 住 所 電 話 氏 名 ⑩ 年 月 日生（ 歳） 職業又は勤務先 申込者との続き柄又は関係 </p>

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<div data-bbox="151 243 813 308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1号様式と一体化したため、新規規定を要しない。</p> </div>	<p>3 神奈川県立精神医療センター用（任意入院の場合）</p> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p>年 月 日入所が承認されましたが、入所したときは、精神医療センターの諸規程及び療養上の指示を固く守るとともに、医療費等の支払いについても迷惑はかけません。</p> <p>なお、精神医療センターの諸規程若しくは療養上の指示に違反し、又は医療費等の支払を怠ったときは、入院の承認を取り消され、又は損害賠償の請求を受けても異議ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>神奈川県立精神医療センター所長 殿</p> <p style="text-align: right;"> 本 人 住 所 氏 名 ⑩ 保 証 人 住 所 電 話 氏 名 ⑩ 年 月 日生（ 歳） 職業又は勤務先 申込者との続き柄又は関係 </p>

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
<div data-bbox="151 243 813 310" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第1号様式と一体化したため、新規規定を要しない。 </div>	<p>4 神奈川県立精神医療センター用（医療保護入院の場合）（表）</p> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p style="text-align: center;">患 者 住 所 職 業 氏 名 年 月 日生（ 歳）</p> <p>上記の者が入所するに当たっては、次の事項を誓うとともに、精神医療センターの諸規程及び指示を固く守り、患者に関する一切のことを引き受けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>神奈川県立精神医療センター所長 殿</p> <p style="text-align: right;">保護者等 住 所 氏 名 ⑩ 年 月 日生（ 歳） 職業又は勤務先 申込者との続き柄又は関係</p> <p style="text-align: right;">保 証 人 住 所 電 話 氏 名 ⑩ 年 月 日生（ 歳） 職業又は勤務先 申込者との続き柄又は関係</p>

新（地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手術等に関する規程）	参考（神奈川県立病院事業の管理等に関する規程）
	<p>(裏)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者等は、次に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 20 条第 1 項各号のいずれにも該当していません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行方の知れない者 (2) 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族 (3) 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 (4) 破産者 (5) 成年被後見人又は被保佐人 (6) 未成年者 2 保護者等は、医師の診断及び医療に協力し、その指示に従います。 3 保護者等は、精神医療センターの諸治療については一任します。 4 保護者等は入所料その他の諸料金を指定の日までに必ず支払います。 5 患者の行為により生じた損害については、賠償の責めを負います。 6 患者の小遣い金は、毎月必要金を補充いたします。 7 患者の被服類、身の回り品等について、治療看護上の迷惑はかけません。 8 保護者等は、患者が離所して帰宅したときは、直ちに連絡して精神医療センターの指示に従います。 9 保護者等又は保証人について住所その他本書の記載事項に異動が生じたときは、その都度届け出ます。 10 保護者等は、医療上入所を継続する必要がなくなると認められる場合の退所に当たっては、患者を引き取ります。 <p>備考 この様式中「保護者等」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 1 項の規定により同意をした保護者又は同条第 2 項の規定により同意をした扶養義務者をいいます。</p>

令和3年5月25日
本部事務局経営管理室

地方独立行政法人神奈川県立病院機構診療の手續等に関する 規程の新規制定について

1 制定の趣旨

- ・当機構の各病院における診療の手續等については、各病院が独法化前の県の規程である「神奈川県病院事業の管理等に関する規程」（以下「管理等規程」という。）に準じて実務運用しており、当法人設立から現在に至るまで、規程が整備されていない。また、入院保証書については、管理等規程の様式を準用してきたものの実務運用過程において、想定外の差異が各病院間で発生してしまっており、令和2年4月1日施行の民法改正への対応もなされていない。
- ・そこで、診療の手續等に関する規程を新規制定し、各病院における診療手續等を明文化するとともに、民法改正に対応した入院保証書の様式を統一する。

2 主な内容

- (1) 診療の基準
- (2) 診療の受付時間等
- (3) 受診の申込手續
- (4) 診断書等の交付手續
- (5) 入院申込書及び極度額（10万円）を設定した入院保証書の様式（別紙参照）

【民法第465条の2の概要（令和2年4月1日施行）】

一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければその効力を生じないものとする。

→ 入院保証書の提出は、入院費用に係る「個人根保証契約」の締結に該当することから、極度額を入院保証書に盛り込む必要がある。

【極度額の考え方】

高額療養費制度（健康保険法第115条）の「70歳未満の自己負担限度額（月額）」の年収370～770万円に該当する「区分ウ」を基準に設定。

計算式：80,100円＋（医療費－267,000円）×1％＋食事代 ≒ 100,000円

3 制定内容

別紙議案のとおり

4 施行期日

令和3年9月1日

(第1号様式) (第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

入院(所)申込兼保証書

年 月 日

〇〇病院(センター) 病院長(総長)

申込者 氏名
住所
電話
患者との続柄又は関係

次のとおり入院(所)したいので、申し込みます。

入院(所)に際しては、次の事項を遵守することを保証人と連署の上、約束します。

- 1 当院(センター)の諸規程及び療養上の指示を遵守します。
- 2 医療費、日用品費、その他必要な費用については指示の日までに必ず支払います。
- 3 当院(センター)の諸規程若しくは療養上の指示に違反し、又は医療費等の支払いを怠った時は、退院(所)を指示され、損害賠償の請求を受けても異議ありません。

入院年月日	年 月 日		性 別	男(M)・女(F)
患 者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	〒 電話番号() -		
	勤務先等	電話番号() -		
緊急連絡先	ふりがな 氏 名	続柄		
	住 所	〒		

私こと保証人は、上記1から3までの事項につき、患者又は申込者が遵守しない場合は、その責任を負います。					年 月 日
保 証 人	ふりがな 氏 名	続柄又は関係		生年月日	年 月 日
	住 所	〒 電話番号() -			
	勤務先等	電話番号() -			
極度額		100,000円			